

埼玉大学学生後援会物品援助要項

1. 条件

埼玉大学学生後援会物品援助費を申請できる団体及び物品は、以下のすべてに該当するものとする。

- ・ 今年度に課外活動団体として認められた団体であること。
- ・ 今年度に学生後援会の会員が 5 名以上所属している
- ・ 申請する物品は当該団体で使用する物であること。
- ・ 個人所有となるもの(ユニフォーム等)・飲食費・遊興費・記念品は対象外となること。
- ・ 上記のほか、物品によっては対象外となる場合がある。

2. 申請及び援助額

1 団体当たり 1 の年度つき 1 回の申請ができるものとし、援助額の上限は申請団体に加入している学生後援会加入学生数により以下のとおりとする。なお、学生後援会加入学生数は当該年度の 5 月 1 日を基準日とする。

学生後援会加入学生数	援助限度額
5 人から 10 人まで	10,000 円
11 人から 20 人まで	20,000 円
21 人から 30 人まで	30,000 円
31 人から 40 人まで	40,000 円
41 人から 50 人まで	50,000 円
51 人から 60 人まで	60,000 円
61 人から 70 人まで	70,000 円
71 人から 80 人まで	80,000 円
81 人から 90 人まで	90,000 円
91 人以上	100,000 円

3. 申請方法

GoogleForms から申請を行ってください。
<https://forms.office.com/r/BzcWrEVHJ2>

4. 申請期間

令和 7 年 11 月 14 日(金)から令和 8 年 2 月 27 日(金)まで

5. 支払い方法

選考後、申請書に記載された口座への振り込みにより行う。

6. 採否

採否は援助費の振り込みをもって行うこととする。

7. 顧問への確認

申請の内容については、必ず事前に顧問に確認をすること。

8. その他

領収書の現物を提出いただく場合がありますので 1 年間は保管しておいてください。
振込口座は、原則、課外活動団体名の口座のみとする。課外活動団体名義の口座がない場合は、事前時に学生支援課に相談すること。
なお、令和 8 年度からは課外活動団体名義の口座のみとし、個人名義の口座は不可とする。